



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2010年1月1日

## 重要トピックス 改正育児・介護休業法の施行日 平成 22 年 6 月 30 日に決定!

企業は、いわゆる「パパ・ママ育休プラス(子が1歳2か月になるまで育児休業を認める制度)」などを導入することが義務になります。

### 平成 22 年 6 月 30 日に施行される内容

#### パパ・ママ育休プラス(父母で育児休業を取得する場合の育児休業可能期間の延長)

共働き世帯で、父母がともに育児休業を取得する場合、原則として子が1歳2か月に達するまでにそれぞれ1年を超えない範囲で休業できるようにする必要があります(現在は原則として「子が1歳に達するまでの間」です)。

例

(母)産休 (母)育児休業

(父)育児休業

出生 産後 8 週間

子 1 歳

子 1 歳 2 か月

#### 出産後 8 週間以内における父親の育児休業取得促進

配偶者の出産後 8 週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、特例として、理由を問わず、育児休業を再度取得できるようになります(現在の制度では、一定の理由がある場合に限り、再度の取得が可能です)。

例

(母)産休

(父)育児休業

(父)育児休業〔2 度目〕

出生 産後 8 週間

子 1 歳

#### 配偶者が専業主婦(夫)である者の適用除外規定の廃止

現在は、労使協定を結ぶと、専業主婦(夫)を有する人には育児休業を認めないことが許されていますが、6月30日からは育児休業を認めなくてはいけなくなります。

#### 子の看護休暇の拡充

請求された場合、子の看護休暇を下記の日数分、与えなくてはいけなくなります。

- ・ 現行.....小学校に入る前の子がいる場合、子の人数に関わらず一律年 5 日が限度
- ・ 改正後.....小学校に入る前の子が 1 人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日が限度

#### 介護のための短期の休暇制度の創設

要介護状態にある家族の通院の付き添い等が必要な人から請求された場合、年 5 日(対象家族が 2 人以上であれば年 10 日)までの介護休暇を与えなくてはいけなくなります。

#### その他

従来の「勤務時間短縮等の措置」を厳密化し、「短時間勤務制度」「所定外労働の制限」を義務規定とするなどの改正が実施されます(詳細はまだ政府発表されていませんので、決まりましたらお伝えします)。ただし、100 人以下の企業は、「その他」については、当分の間猶予されます。

こちらはかなり重要な法改正になりますので、注意が必要です。  
育児介護休業規程の変更については、追ってお知らせいたします。

次ページに続く

# 知っ得情報 中小企業緊急雇用安定助成金の要件が緩和

12月1日より改正が行われました。

## 出向要件の緩和

「助成対象となる出向からの復帰後 6 か月以上経過しないと再度の出向は助成金の支給対象とならない」という要件がなくなり、6 か月経過していない場合も助成されることになりました。

## 生産要件の緩和

「(企業の生産量や売上高が)直近3か月または前年同期比で5%以上減少」とされていた「生産量要件」に「(企業の生産量や売上高が)2年前より10%以上減少」という要件が追加されました。

去年の今ごろはすでに「リーマンショック後」ですから、そのときよりは立ち直ってきているけれど、いまだに厳しさは残っている、という企業を救済するための措置です

### 中小企業緊急雇用安定助成金とは？

厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するために、平成20年12月1日に創設された助成金です。

<主な支給要件> 下記\_\_\_\_\_の部分が今回の変更箇所です

雇用保険の適用事業主であること

次のいずれかに該当すること

イ 売上高または生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること(ただし、直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可)

ロ 売上高または生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること(ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限る)

休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと(平成21年2月6日から当面の期間にあっては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業(特例短時間休業)についても助成の対象)

出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向を行うこと

なお、通常、助成金の対象となった出向の終了日の翌日から6か月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象とならないが、平成21年11月30日から平成22年11月29日までに開始される再度の出向については、6か月経過していない場合も支給の対象とする

あとがき つちはし事務所より

明けましておめでとうございます 本年も、どうぞよろしくお願ひいたします

今年、事務所の10周年を迎えるにあたり、新たに事務所通信を発行することになりました。

これから毎月、このような形で皆様に新鮮な情報をお届けしたいと思います。FAXをお借りして恐縮ですが、お楽しみいただければ幸いです。(もし、ご迷惑な場合はつちはし事務所までご連絡お願いします。)

政権も替わり、今年は、次のような法改正や変化が目白押し。

1. [3月]健康保険料率の引上げ 協会けんぽの発表によると、22年3月から、現在全国平均で8.2%の健康保険料を9.3%台へ大幅に引上げる見通し。徳島県の保険料率はまだ決定していませんが、負担の増大は必須!?

2. [4月]労働基準法の改正 時間外労働への規制が一層厳しくなります。残業問題を抱えている会社は、仕事の効率化と、変形労働時間制の導入をぜひ検討を。

3. 雇用保険法の改正 昨年下がった雇用保険料が再び上がります。また、31日以上雇用見込があれば雇用保険加入とする案が検討されています。

4. [6月]育児介護休業法の改正 パパママ育休プラスなど、詳細は1ページ目をご覧ください。

5. 労働者人材派遣法の改正 原則、製造業への派遣の禁止が検討されています。

時代の変化を知り、時代の波に乗って、会社業績も、働く人もノリノリの1年になりますよう、職員一同、全力でサポートします。気になる情報があれば、お気軽につちはし事務所までお問い合わせ下さい。